

地方の道路整備のための財源確保を求める意見書

道路は、住民の暮らしや産業活動に必要不可欠なものであり、人やものが道路を移動することにより、地域間の交流、経済活動が活発になり、地域社会の発展と暮らしの向上を図るために、重要かつ基本的な社会基盤である。

しかしながら、これまで需要の大きい都市部の整備が優先されたため、地方においては、必要な道路の整備が遅れ、格差が存在し、大きな不満を感じている。また、道路特定財源が一般財源化されて以来、国全体の道路関係予算が削減され、早急に整備を進展させるためには、これまで以上に財源の確保が重要となる。

さらに、近い将来発生が予想される東海・東南海・南海地震等の大規模災害に備えた災害に強い県土づくり、また、災害後の早急な復旧・復興の要となり、県民の安全・安心と暮らしを守る「命の道」である高速道路をはじめとする幹線道路ネットワークの構築など、立ち遅れている社会資本の整備に取り組んでいく必要がある。

よって、国においては、地方の実情を十分踏まえ、地方における道路整備を着実に滞りなく推進するため、必要な財源を安定的に確保できる法律の整備、制度設計を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月29日

様

和歌山県議会議長 山下 直也

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

国土交通大臣

内閣官房長官